

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

2019年度～2028年度（10年間）

令和6（2024）年3月

川南町

1 取組目的

本庁では、川南町建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を促進するため、所有者に対して耐震性に関する向上に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や支援制度の充実など必要な政策を講ずることとしております。そこで本プログラムでは、戸別訪問等による所有者への積極的な普及啓発を行います。

2 対象区域、対象建築物の設定

対象区域：川南町全域

対象建築物：昭和56年5月以前に建築された木造住宅（平屋又は2階建て）

3 取組期間

本プログラムの取組期間は、下記のとおりとします。

取組期間：2019年度～2028年度（10年間）

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
戸別訪問										
耐震設計・改修										

4 令和6年度取組内容

(1) 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

①川南町全世帯約6,000戸に対し耐震補助のダイレクトメールを送付します。

2020年度から2028年度にかけて約6,000戸ずつ実施します。

相談があり戸別訪問を希望される方に対して、戸別訪問を実施します。

②窓口相談や戸別訪問はリーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明します。

③訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理します。

(2) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

①耐震診断の結果報告時に、耐震改修について説明します。

②耐震診断後に耐震改修を行ったかどうか把握できていない住宅所有者に対して、ダイレクトメールにより耐震改修を促します。

(3) 改修事業者等の技術力向上を図る取組を行うとともに、住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

①建築士会と協力し木造耐震改修事業者のPR活動を行います。

②町内の耐震診断士と連携し木造耐震改修事業者の紹介を行います。

(4) 広く一般に対し耐震化の必要性に係る普及・啓発の取組

①広報誌において、耐震改修の必要性を周知します。

②耐震相談窓口を設置します。

③耐震補助のリーフレットを作成・配布します。

5 前年度までの実績

件数

単位：件

年 度	H18	H19	H20	H21. H22. H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	表計
耐震診断	1	3	2	0	1	2	2	2	7	5	5	30
耐震設計									0	2	2	4
耐震改修					1	0	1	1	0	2	1	6

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	合計
耐震診断	5	5	5	5	5						55
耐震設計	2	2	2	2	0						12
耐震改修	2	2	2	2	0						14

事業費

単位：千円

年 度	H18	H19	H20	H21. H22. H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H18～ H30 合計
耐震診断	54	162	108	0	54	108	108	108	378	270	270	1620
耐震設計									0	200	200	400
耐震改修					750	0	750	750	0	150	750	3150
事業費計	54	162	108	0	804	108	858	858	378	620	1220	5170

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10	R1～ 合計
耐震診断	270	270	650	650	650	650					2490
耐震設計・改修	2000	2000	2000	2000	0	2000					8000
事業費計	2270	2270	2650	2650	650	2650					10490

※ 耐震診断補助については、1件当たりの補助上限額を令和3年度から5万4千円を13万円に引き上げています。

耐震設計補助については、平成28年度～平成30年度実施し1件当たりの補助上限額が10万円でした。

耐震設計・改修補助については、令和元年度から実施し1件当たりの補助上限額を100万円に引き上げています。(以前は、耐震改修補助に75万円補助)

6 毎年度目標

	目標戸数
耐震補助の案内 ダイレクトメール	6,000戸 (全世帯に配布)
戸別訪問	5戸
耐震診断	5戸
耐震改修	2戸

※ ダイレクトメールにより全世帯配布は、令和2年度より実施

7 自己評価

(1) 令和5年度の耐震化促進のために行った補助事業以外の取組実績

- ①ダイレクトメールにより耐震改修を促し戸別訪問を実施しました。
- ②広報誌において、耐震改修の必要性を周知しました。
- ③耐震診断実施者に対し耐震改修の必要性を説明しました。
- ④相談者に耐震診断と耐震改修の補助事業について説明を行いました。
- ⑤町内の耐震診断士と連携し木造耐震改修事業者の紹介を行いました。
- ⑥住宅所有者の負担軽減に繋がるよう代理受領制度を制定しました。

(2) 令和6年度の耐震化促進のための課題と改善策

- ①近年の建物災害状況から町民の関心が高くなっていると感じています。
広報誌等において、耐震改修の必要性をPRしていきます。